

(案)

令和6年度匝瑳市夏期観光安全対策重点施策

海水浴場開設の可否にかかわらず観光客の来遊に備え、匝瑳市夏期観光安全対策本部を設置し、関係機関・関係団体等の協力を得て、海岸線における事故防止対策等の重点施策を、下記のとおり実施する。

記

1 期 間

令和6年7月13日（土）～8月12日（月） 31日間

2 事故防止対策

- （1）堀川浜の他、市内海岸に遊泳禁止看板、避難場所誘導看板を設置する。
- （2）市内海岸線に赤旗を約200メートル間隔で設置し、遊泳禁止区域での事故防止に努める。
- （3）期間中、職員及び防犯指導員による海岸パトロールを実施し事故防止に努める。

3 環境衛生対策

海岸利用者による迷惑行為（ゴミの不法投棄、騒音、駐車場エリアでの火気の使用等）の防止に向けたマナー啓発

4 交通安全対策

違法駐車、迷惑駐車 の追放に向けた啓発

5 防犯対策

- （1）匝瑳警察署及び防犯指導員にパトロールを要請し、車上ねらいや置き引き等の防犯対策に努める。
- （2）青少年の非行防止についても関係団体と連携し、非行防止及び事故防止に努める。

6 その他

さまざまな媒体を使って、開設・不開設状況や遊泳禁止について発信・広報していく。